

オレンジリングは、認知症サポート（応援団）のあかしだす。

令和元年度 認知症施策について

令和元年10月7日

令和元年度当初予算における県の認知症施策の概要

認知症施策を含む第7期三重県介護保険事業支援計画(みえ高齢者元気・かがやきプラン)を柱として、総合的に取り組みます。

⑨ 1. 認知症の早期診断・早期対応の実現
認知症ケア医療介護連携事業費 予算額 41,871千円

◆認知症実践医療センター運営事業

◆認知症ケアの医療介護連携本制度事業
認知症ITスクリーニング (一部新)
三重県認知症連携バス(脳の健康みえる手帳) (一部新)
国保レセプトデータを活用したモデル事業 (一部新)

◆認知症地域医療支援事業
認知症サポート医養介護アッセイ研修
かかりつけ医認知症対応力向上研修
歯科医師認知症対応力向上研修

◆認知症対応力向上研修
県立病院の医療従事者向け認知症対応力向上研修
看護職員認知症対応力向上研修

◆認知介護実践者等養成事業
認知症対応型ナース事業
認知症対応力向上研修

◆認知症初期集中支援推進事業
認知症初期集中支援テーム員研修

◆認知症地域支援推進員研修
認知症地域支援推進員研修

⑨ 2. 認知症の人を支える地域づくり
認知症地域生活安心サポート事業費 予算額 18,378千円

◆認知症総合戦略加速化推進事業
認知症リソースネットワーキング事業(新)

◆認知症介護サポート活動支援事業(新)
認知症サポートターン等活動促進事業(新)
SIEを活用した認知症予防の取組等による調査(新)
認知症施策推進会議、町町認知症連絡会

◆認知症施策普及・相談・支援事業
三重県認知症センター事業

◆認知症地域支援体制構築事業
認知症キャラバンシステム、認知症サポートセンター養成研修事業
◆若年生認知症センター設置(一部新)
◆若年生認知症センター設置(一部新)

◆福利推進研修事業、介護施設等看護職員研修

令和元年度における主な取組

- 「認知症サミット in Mie」から3年が経過することを踏まえ、取組のフォローアップ等を実施。

①「認知症サミット in Mie」のフォローアップ

- ・県に加え、市町、関係団体、大学、企業等による「パール宣言」に基づく取組の実施状況を把握。
- ・医療・介護の関係者による議論を経て、今後の認知症施策の指針を策定。

②レセプトデータを活用した認知症の早期介入モニタリング事業

- ・玉城町において医療のレセプトデータの分析や訪問調査を実施。
- ・認知症患者でケアに結びついていない人の傾向を把握し、支援の方法と合わせて県内の関係者・市町に広く展開。

③全国若年認知症フォーラムの開催 (令和2年2月16日 四日市市文化会館)

- ・三重県では全国に先駆けて若年性認知症コーディネーターを設置するなど支援を実施。
- ・全国フォーラムの機会を捉え、本人の意思を尊重した支援の重要性等について更なる周知啓発を図る。

④SIBを活用した認知症予防の取組の検討

- ・SIB（ソーシャル・インノベクト・バンド）を活用した認知症予防の取組について先行事例の調査を実施。
- ・調査結果を踏まえ、翌年度に県内の市町ともに実施に向けた検討・協議を実施。

認知症総合戦略加速化推進事業① 認知症サミットinMieフォローアップ事業(新)

- 1 目的 平成28年10月に開催された「認知症サミットinMie」から3年が経過し、サミットの成果として採択された「パール宣言」に基づく様々な取組が県内で進められてきていることから「パール宣言」に基づく取組についての調査分析を行うことで、パール宣言の理念をより県内に浸透させることともに、今後の認知症施策の指針を検討する。
- 2 事業内容 「パール宣言」を受けて実施されている認知症初期集中支援チームの設置、認知症認定看護師の養成、ドライブシミュレーターによる運転能力評価といった県内の取組の実施状況について、県内の有識者・関係者からなる検討委員会を設置し、調査分析を行うことで現状や課題をとりまとめ、今後の認知症施策の指針とする。
- 3 令和元年度予定
委託先：三重大学
検討会議：第1回10月30日、第2回1月～2月頃開催予定

認知症ケアの医療介護連携体制事業 (地域医療介護総合保基金)

1 目的
認知症に早期に気づくための手法等の普及を図るとともに、認知症疾患に關し、かかりつけ医と専門医との緊密な連携体制の構築を図ることで、認知症の早期発見・早期診断と適切な対応へつなげる仕組みづくりを推進することを目的とする。

2 実施主体 三重大学医学部附属病院、三重県医師会

3 令和元年度の予定

- (1)認知症スクリーニング活用促進(一部新)
かかりつけ医等に対して、認知症の初期診断が可能となる簡便な認知症スクリーニングツールの利用を促進。認知症初期集中支援チームとの連携による利用促進に取り組む。
- (2)「脳の健康みえる手帳」の普及促進(一部新)
「三重県認知症連携パス(脳の健康みえる手帳)」(情報共有ツール)を作成。今年度は、認知症本人、家族、かかりつけ医、ケアマネジャー等を対象にアンケート調査を実施し、活用阻害要因の分析を行う。
- (3)国保レセプトデータを活用したモデル事業の実施(一部新)
玉城町のレセプトデータから、認知症であるにもかかわらず介護サービス等に紐付けされていない方にについて調査・分析するとともに、サービス等に結びつけるモデル事業を実施する。これまで後期高齢者分(2千人)の調査分析を行ったが、今年度以降は国保分と合わせ6千人の調査分析を新たに行う。

ピアサポート活動支援事業／認知症サポート活動促進事業

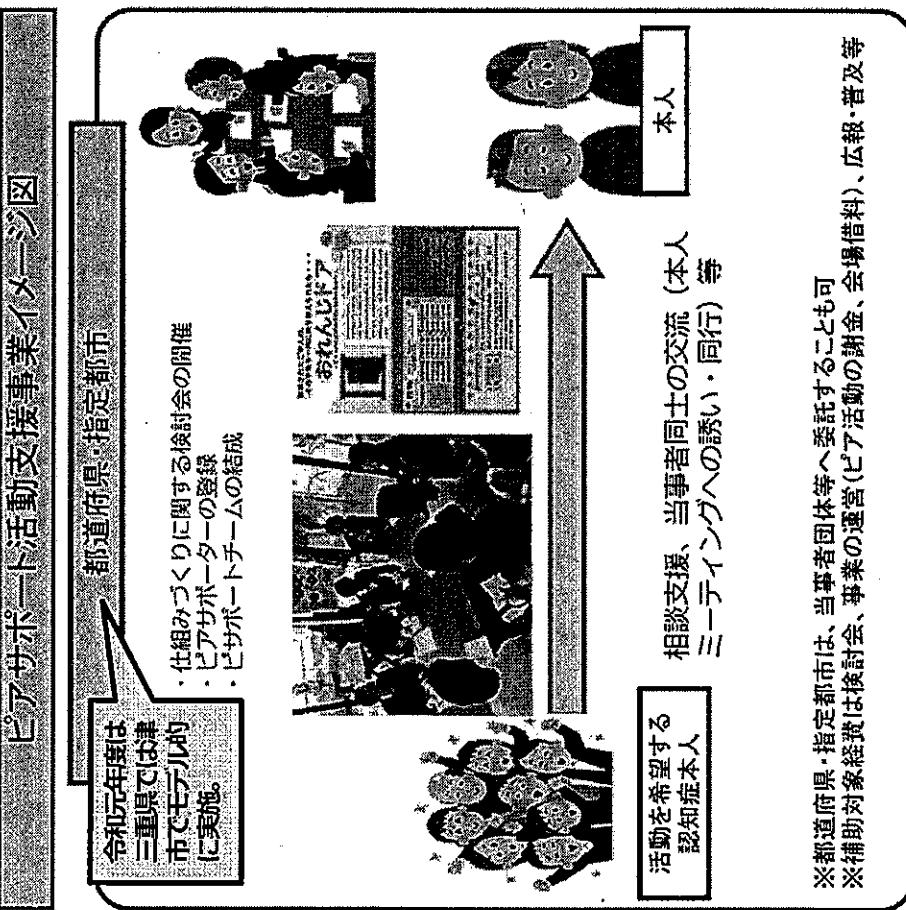
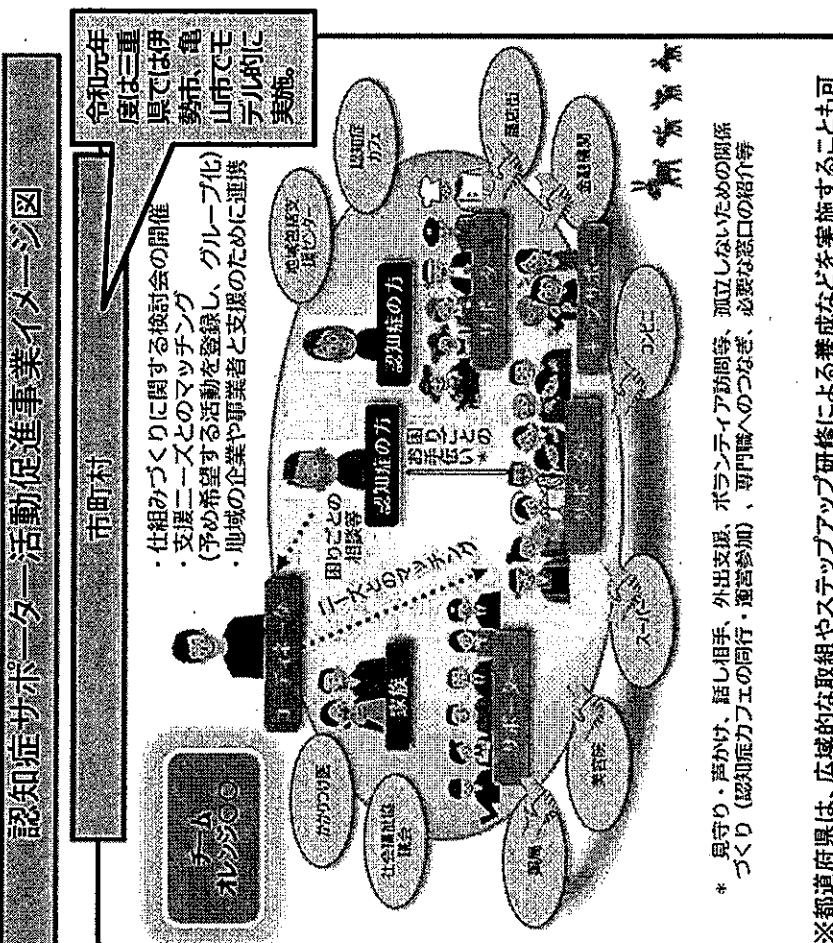
厚生労働省資料
(一部追記)

- 認知症の方やその家族は、診断直後等は認知症の受容や今後の見通しなど大きな不安を抱えているため、前向きな一步を踏み出せると、心理面、生活面の早期からの支援として、認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等を把握し、認知症の方による相談支援(ピアサポート活動支援事業)や認知症サポートによる支援の実施。

- これらの取組を通じて、認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするほか、1千万人超が養成されている認知症サポートの更なる活躍の場を整備。

ピアサポート活動支援事業イメージ図

認知症サポート活動促進事業イメージ図



認知症総合戦略加速化推進事業② 認知症ピアサポート活動支援事業(新)

1 目的

認知症の人への受容支援が不足している現状を踏まえ、診断直後から認知症の人の気持ちによりそつた支援を行うために認知症の本人によるピア活動の場を創出することで、診断直後の精神的な不安の軽減をはかることを目的とする。

2 事業内容

県内1か所以上のモデル地区を選定し、ピア活動を推進する。

(1) 事業検討会の開催

(2) ピアサポートの登録・組織化および研修

(3) ピア活動

登録されたピアサポートによる認知症の当事者支援・交流活動を実施する。

3 令和元年度予定

委託先：認知症の人と家族の会三重県支部
津市と連携し、11月、1月に本人交流会を開催。

認知症総合戦略加速化推進事業③ 認知症サポート等活動促進事業(新)

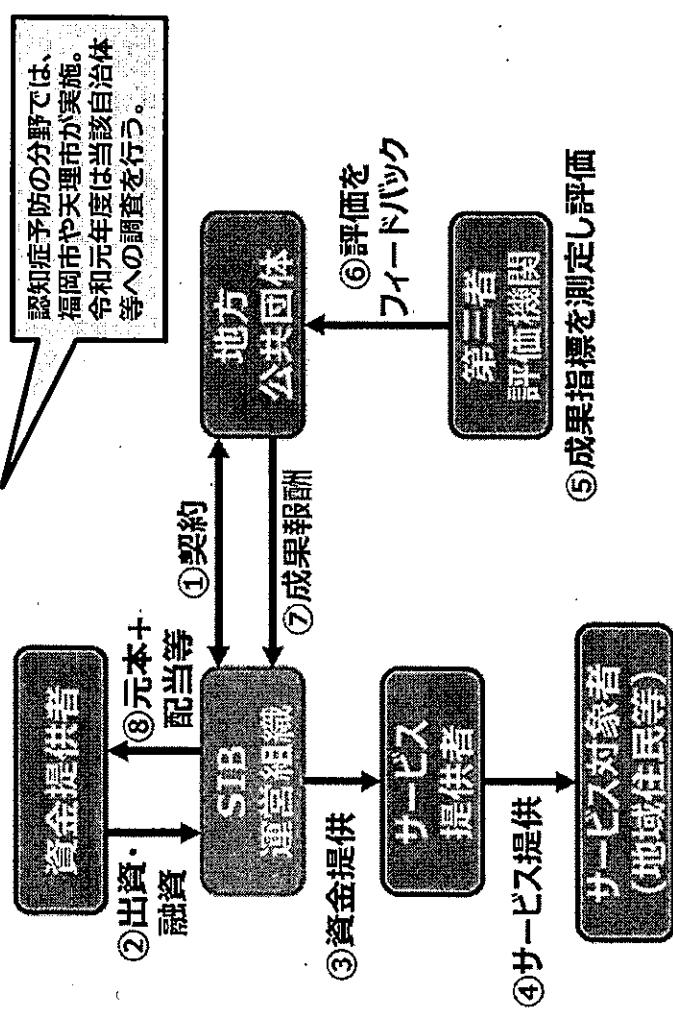
- 1 目的
認知症の人等の支援ニーズに認知症サポーター等をつなげる仕組み(チームオレンジ)の構築を進め、利用者のニーズに応じた生活支援を行う。
- 2 事業内容
県内1か所以上のモデル地区を選定し、チームオレンジ活動を推進する。
 - (1) 事業検討会の開催
 - (2) 認知症サポーターの登録・組織化および研修
 - (3) 認知症サポーターによる支援活動

登録された認知症サポーターによる認知症力フェアや見守り支援等の運営、活動を行う。
- 3 令和元年度予定
委託先：認知症の人と家族の会三重県支部
亀山市、伊勢市と連携し実施。

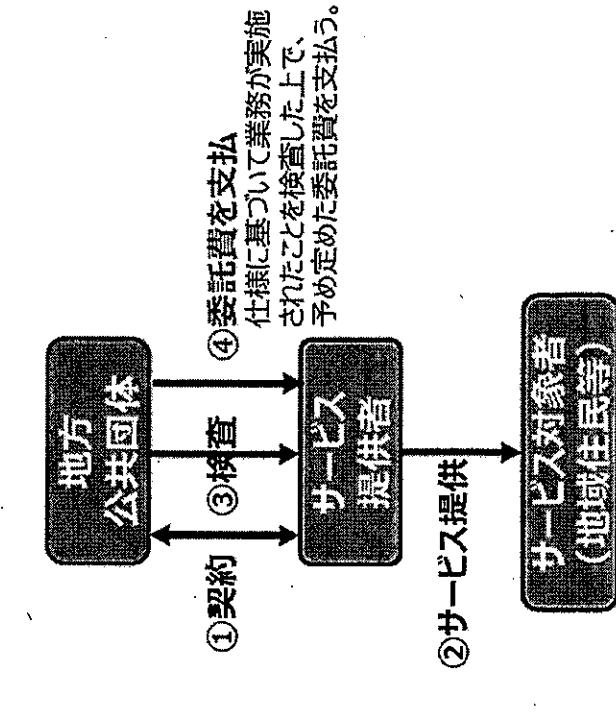
ソーシャルインパクトボンド（SIB）とは

- SIBとは、民間資金を活用して社会課題解決型の事業を実施し、その成果に応じて地方公共団体が対価を支払うスキーム。

[SIBの一般的なスキーム]



[参考：委託スキーム]



※上記のSIBスキームは一例である。事業によって、SIB運営組織、資金提供者、第三者評価機関を置かない場合や、設置する場合においても組織形態や役割等が異なることに留意が必要である。

認知症予防を活用したSIBを活用した事業④ 認知症に係る調査(新)

- 1 目的
SIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)は民間資金を活用して社会課題解決型の事業を実施し、その成果に応じて対価を支払うスキームである。
SIBを活用した認知症予防の取組等にかかる調査を行い、これを市町等が導入する際の課題やその解消法等について明らかにすることを目的とする。
- 2 事業内容
・SIBを活用した認知症予防の先行事例(福岡県福岡市、奈良県天理市等)に係る調査
・県内市町を対象とする導入意向等調査
- 3 委託先
株式会社 百五総合研究所

認知症疾患医療センター運営事業

- 1 目的
認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保険医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。
- 2 事業内容
 - (1) 介護との連携
専門の担当者の配置による、地域包括支援センターとの連携の強化を図る。
 - (2) 認知症疾患専門医療・医療連携研修
認知症を専門としない地域の一般開業医、かかりつけ医等を対象とし、最新の診療技術等に関する研修を実施する。
 - (3) 認知症疾患専門相談事業
地域の医療機関、一般住民等からの問い合わせ、相談を受け付ける窓口を設置する。
 - (4) 認知症疾患医療連携協議会(連携協力、事例検討等)
地域の医療サービス(かかりつけ医、サポート医、専門医療機関)の連携を密にするため、会議を開催する。
 - (5) 広報
センターの連絡先等の周知を図る。
 - (6) 基幹型センターは上記に加え、身体合併症等の救急の対応。
- 3 設置箇所
二次医療圏ごとに地域型、地域医療構想8区域のうち地域型が無い地区について連携型を設置。
県全域を基幹型がカバーする体制。
基幹型：三重大学医学部附属病院
地域型：東員病院、三重県立こころの医療センター、松阪厚生病院、熊野病院
連携型：三原クリニック、ますがわ神経内科クリニック、上野病院、いせ山川クリニック

認知症地域医療支援事業① (地域医療介護総合基金)

- 1 目的
認知症の早期診断・早期対応を軸とした、認知症の容態に応じた切れ目のない適時・適切な医療・介護等の提供が図られる仕組みの構築や、入院中の認知症患者へのケアの向上等を目的とした研修を実施する。
- 2 事業内容

- (1) 認知症サポート医養成研修
- (2) 認知症サポート医フォローアップ研修
- (3) かかりつけ医認知症対応力向上研修
- (4) 歯科医師認知症対応力向上研修
- (5) 薬剤師認知症対応力向上研修
- (6) 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修
- (7) 看護職員認知症対応力向上研修

認知症地域医療支援事業② (地域医療介護総合確保基金)

3 平成31年3月時点の各研修の養成人数

研修名称	会員 計(人)
認知症サポート医養成研修 (公費10名養成、フォローアップ研修は県医師会へ委託)	198人
かかりつけ医認知症対応力向上研修 (県医師会へ委託)	671人
歯科医師認知症対応力向上研修 (県歯科医師会へ委託)	209人
薬剤師認知症対応力向上研修 (県薬剤師会へ委託)	481人
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 (県立看護大学へ委託)	543人
看護職員認知症対応力向上研修 (県立看護大学へ委託)	245人

認知症対応力向上研修の名簿について、
情報公表の同意をいたしました方の分について、各市町、地域包括支援センターへ提供するとともに
三重県長寿介護課のホームページで公表しています

認知症介護実践者等養成事業①

(地域医療介護総合基金)

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図るとともに、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。
また、認知症対応型サービス事業の開設者に対して認知症介護に関する基本的な知識及び事業の運営に必要な知識の習得のための研修を実施、認知症対応型サービス事業の管理者に就任する者に対しては事業所を管理、運営していくために必要な知識及び技術の習得のための研修を実施する。

2 事業内容

- (1) 認知症介護基礎研修(年2回)
- (2) 認知症介護実践研修(実践リーダー研修)(年3回)
- (3) 認知症介護実践研修(実践リーダー研修)(年2回)
- (4) 認知症介護指導者養成研修(1人養成)、フォローアップ研修(1人養成)
- (5) 認知症対応型サービス事業開設者研修(1回)
- (6) 認知症対応型サービス事業管理者研修(2回)
- (7) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(1回)

認知症介護実践者等養成事業②
(地域医療介護総合確保基金)

3 平成31年3月時点の各研修の養成人数

研修名称	合計 (人)	研修名称	合計 (人)
認知症介護基礎研修 (明徳福祉会を指定)	268人	認知症対応型サービス事業開設者研修 (明徳福祉会へ委託)	320人
実践者研修 (明徳福祉会を指定)	3,407人	認知症対応型サービス事業管理者研修 (明徳福祉会へ委託)	1,429人
実践リーダー研修 (明徳福祉会を指定)	341人	小規模多機能型サービス計画作成担当者研修 (明徳福祉会へ委託)	335人

認知症介護指導者の名簿について、
 情報公表の同意をいただいた方の分について、各
 市町、地域包括支援センターへ提供するとともに三
 重県長寿介護課のホームページで公表しています。

指導者フォローアップ研修 (認知症介護研究研修センター実施)	38人
指導者フォローアップ研修 (認知症介護研究研修センター実施)	15人

認知症初期集中支援推進事業

- 1 目的
認知症になつても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、市町が設置する「認知症初期集中支援チーム」の育成を目的とする。
- 2 事業内容
 - (1) 国立長寿医療研究センターが実施する認知症初期集中支援チーム員研修の受講費の負担
 - (2) 認知症市町連絡会等の機会を活用した、先進事例の共有や各チーム間の情報交換の実施
- 3 令和元年度予定
 - (1) 認知症初期集中支援チーム員研修受講者 27名予定
 - (2) 認知症市町連絡会での情報共有を11月、3月頃実施。

認知症地域支援推進員事業

- 1 目的
市町において医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人とその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」の育成を目的とする。
- 2 事業内容
 - (1)認知症介護研究・研修東京センターが実施する認知症地域支援推進員研修(新任者現任者)の受講費の補助
 - (2)認知症市町連絡会等の機会を活用した、認知症地域支援推進員の情報交換の実施
- 3 令和元年度予定
 - (1)認知症地域支援推進員研修 新任者研修44名、現任者研修15名
 - (2)認知症市町連絡会での情報共有を11月、3月頃実施。

認知症総合戦略加速化推進事業④ 三重県認知症施策推進会議、市町連絡会議

- 1 目的
市町の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進事例や好事例を収集し、
それらを県内市町に普及させることにより、先進的な取組を行っている自治体だけでなく、
管内市町における認知症施策の全体的な水準の向上を図る。
- 2 事業内容
 - (1) 市町認知症連絡会の開催
 - (2) 三重県認知症施策推進会議の開催
- 3 令和元年度予定
 - (1)1回目：令和元年11月、2回目：2～3月予定
 - (2)1回目：令和元年10月7日、2回目2～3月予定

認知症普及・支援事業 三重県認知症センター

1 目的

認知症の本人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけでなく、精神面も含めた様々な支援が重要であり、各都道府県、指定都市単位で認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを設置することにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行う。

2 事業内容

認知症の本人や家族の相談に、認知症介護の専門家や経験者等が対応する電話相談事業

3 令和元年度予定

委託先：認知症の人と家族の会三重県支部

相談時間等：月、火、木、金、土 午前10時から午後6時まで(祝日及び年末年始除く)

※実績

期間	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	327	278	238	259	279	219	274

※平成24年度から平成28年度までは特定非営利活動法人「HEART TO HEART」へ委託。
平成29年度からは認知症の人と家族の会三重県支部へ委託。

認知症地域支援体制構築等推進事業 認知症キャラバン・メイト養成講座

1 目的
認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポート等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らしつづけることのできる地域づくりを推進する。

2 事業内容

- (1) 認知症キャラバン・メイト養成研修の開催
 - ・県単独、市町との協働
- (2) 認知症サポート養成講座の開催
 - ・金融機関や小売業等の企業を対象にした講座
 - ・県職員等の自治体職員を対象にした講座
- (3) 「認知症サポートステップアップ講座」を市町協働で開催

3 令和元年度予定

- (1) 9月29日伊賀市、11月17日鈴鹿市と協働開催。
- (2) 認知症サポート養成講座の開催（金融機関・企業等17講座）
県内の認知症サポート数（R1.6.30現在）：184,577人
(内訳：キャラバン・メイト2,649人 認知症サポート181,928人)
- (3) 認知症サポート等活動促進事業（チームオレンジ）において、伊勢市、亀山市で実施

若年性認知症対応総合施策推進事業

1 目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。本事業はこれらの問題点を解消し、若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

2 事業内容

- (1) 若年性認知症支援コーディネーターを設置し、事業を実施
- (2) 若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催
- (3) 企業への周知啓発のため、企業・関係団体を訪問しての説明会の開催
- (4) 介護従事者向け研修を実施
- (5) 意見交換会の実施

3 令和元年度予定

委託先：有限会社イトーフームシード

- (1) 総合的な支援窓口となる若年性認知症支援コーディネーター1名の設置
- (2) 若年性認知症自立支援ネットワーク会議を8月、令和2年3月に開催
- (3) 企業訪問し、若年性認知症に関する説明会を実施
- (4) 介護従事者向け研修会について、座学を7月、実地研修を7月～9月に開催
- (5) 意見交換会（県庁）を8月に開催
- (6) 全国若年認知症フォーラムを令和2年2月に開催

権利擁護研修事業・介護施設等看護職員研修

1 目的

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立つて、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見などの高齢者の権利擁護そのための取組を推進することが重要である。本事業は、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、相談体制等の整備など、高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とする。

2 事業内容

(1) 地域権利擁護支援研修事業

高齢者虐待防止法に基づき、市町、地域包括支援センター他、高齢者に携わる業務に従事する職員を対象とした研修を実施。

- ・市町管理職・担当職員研修 (1回)
- ・権利擁護現任者専門研修 (1回)
- ・高齢者虐待防止担当者交流会 (1回)
- ・権利擁護普及啓発研修会 (1回)
- ・権利擁護推進員養成研修 (1回)

(2) 介護施設等看護職員研修

高齢者虐待防止法に基づき、介護施設等の看護職員を対象とした研修を実施。

- ・介護施設等看護職員実務者研修 (1回)

3 令和元年度予定

- (1) 委託先：三重県社会福祉士会
- (2) 委託先：三重県看護協会

認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)(概要)

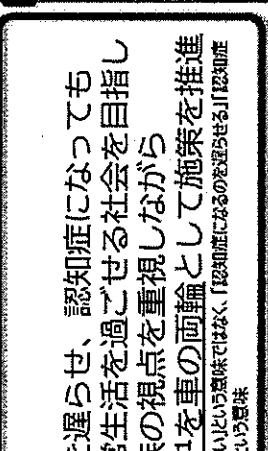
【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になつても希望を持つて日常生活を過ごせる社会を目指す
認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※1を車の軸輪として施策を推進
※1「予防」とは、「認知症にならないようにする」という意味
にぶつても進行を緩やかにする」という意味

コンセプト

○認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になるとどうぞとも含め、多くの人に近づいています。
○生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域との連携と協力の下、本人が希望を持つて前向きに力を發揮して生きる社会を実現するため、地域社会が守られ、自分らしく暮らしことができる社会を目指す。

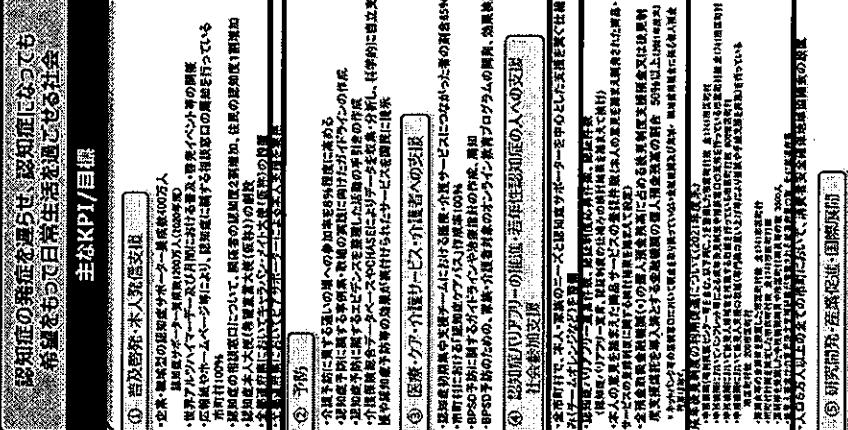
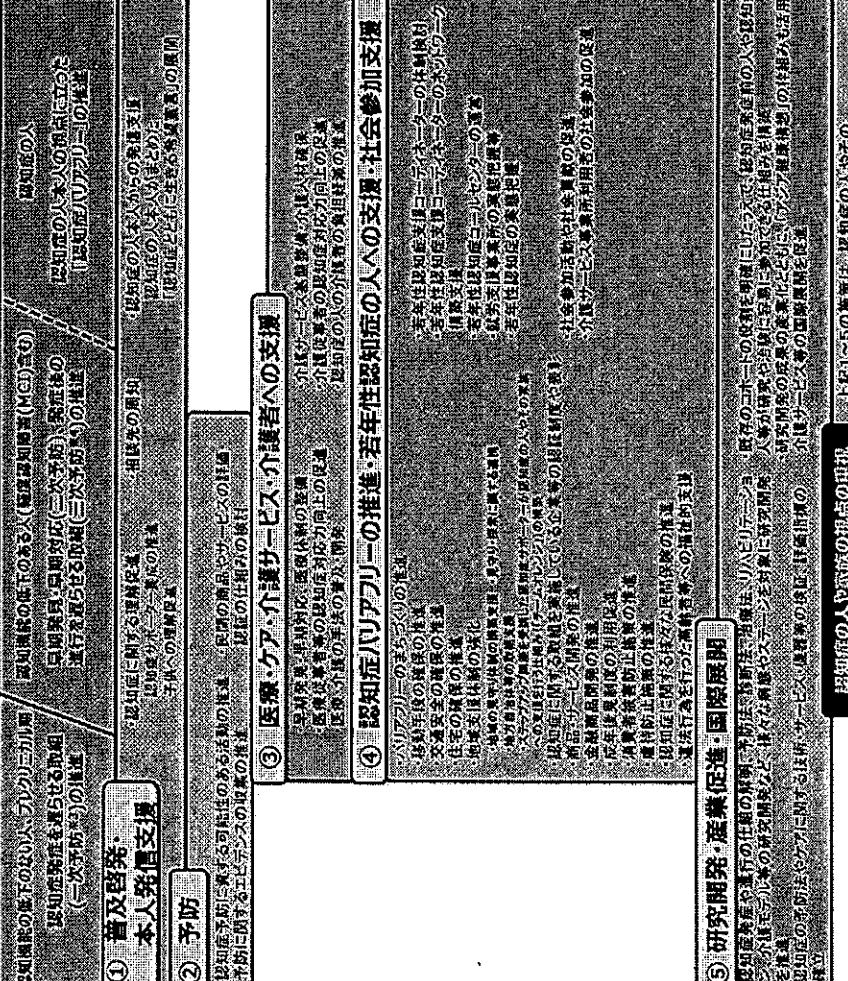
○運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保有等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されています。予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解につき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年前倒しで遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。



世界全国における認知症施策推進方針について



具体的な施策



※1 2025年度の実行計画では、認知症の早期発見・早期対応の方法、予防法、診断法、治療法等の研究開拓の実施を行う。
※2 令和元年6月18日閣僚会議決定のものと異なる場合は、令和元年6月18日閣僚会議決定のものを基準とする。

着手時期：既存実績
実行期間：令和元年6月18日閣僚会議決定～令和25年6月30日

期 間：2025年まで

新オレンジプランと「認知症対応施設会員推進大綱」の比較

新オレンジプランのアプローチ	
①認知症への理解を深めること	認知症の早期発見と早期対応
②認知症対応の実践法	年生認知症対応の実践法
③有効化	認知症の介入の実践法
④認知症の介入の拡張	認知症の介入の拡張
⑤有効性	認知症の介入の評価
⑥認知症の介入方針	認知症の介入方針
⑦認知症の実践	認知症の実践

新オレンジプラン	認知症対応施設会員推進大綱
①言及する言葉を尊重する	①言及する言葉を尊重する
②言及する言葉を尊重する	②言及する言葉を尊重する
③言及する言葉を尊重する	③言及する言葉を尊重する
④言及する言葉を尊重する	④言及する言葉を尊重する
⑤言及する言葉を尊重する	⑤言及する言葉を尊重する
⑥言及する言葉を尊重する	⑥言及する言葉を尊重する
⑦言及する言葉を尊重する	⑦言及する言葉を尊重する

※④～⑦の施策とは、認知症の人たちの家族の意見を踏まえ、立案及び推進する。

認知症基本法案 概要

第一 認知症の定義	
1 目的	急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等 一部認知症予防等を推進する社会の一員として尊重される社会（三共生社会）の実現を図る
2 認知症の定義	アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として区分で定める状態
3 基本人・家族等への支援	①本人・家族等への支援 ②認知症の理解・共生社会 ③認知症の研究開発の推進 ④公共交通機関での運送基本計画の策定義務 ⑤予防・リハビリテーション等の研究開発の推進 ⑥総合的な取組
4 責務	①認知症の日等・法制上の措置等 ②賃料：国・地方公共団体・保健医療サービス・福祉サービス提供者・公共交通事業者等、国民 ③認知症の日（9/21）（世界アルツハイマーデー）、認知症月間（9月） ④法制上の措置等
第二 認知症施策推進基本計画	
1 政府による認知症施策推進基本計画の策定義務	都道府県、市町村（特別区を含む）による認知症施策推進計画の策定努力義務
2 都道府県、市町村（特別区を含む）による認知症施策推進計画の策定努力義務	①それぞれの策定に於いても、当該年度・累積等からの見解取扱 ※2 については、地域福祉支援計画・介護保険事業支援計画等との調和
第三 認知症の施策	
1 認知症に関する教育の推進等（学校教育等における教育の推進 理解を深めるための運動の展開）	
2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進等	安心安全な地域づくり（交通手段の確保、交通安全の確保等）
3 認知症の人の社会参加の機会の確保	①権利利用促進、円滑な権利行使のための職員研修等 ②生活支援（利用しやすい製品・サービスの開発・普及等）
4 認知症の予防推進	①認知症・早期認知障害の早期発見・早期対応（地域包括支援センター等の連携協力体制） ②認知症・早期認知障害の早期発見・早期対応（地域包括支援センター等の連携協力体制）
5 保健医療サービスの提供体制の整備等	①保健医療サービスの提供体制の整備 ②認知症に係る専門的な医療機関の整備 ③医療改善者・介護改善者に対する研修の実施、医療・介護人材の確保、資質向上等
6 相談体制の整備等	①各種相談に応ずるための必要な体制の整備 ②認知症の人同士・家族等同士が支え合うための支援 ③認知症の人の状態を把握するところを通じ、保健医療・福祉の相互の有機的連携
7 研究開発の推進等	①予防・診断・治療・リハビリテーション・介護方法についての研究・成果の活用（そのための基盤整備） 上記のほか、多様な主体の連携等、認知症施策の策定に必要な調査の実施、國際協力
第四 認知症施策推進本部	
1 内閣に、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置	
2 本部は、認知症施策推進基本計画の策定等を行つ	

施行期日：公布日から起算して6か月以内 檢討：認知症施策推進本部の設置の在り方を含め施行後5年目迄

